

## 資料 6

# 主な指摘事項等について

## 運営基準及び介護報酬の主な指摘事項

- 過去の指摘内容のうち、主な指摘事項を抜粋したものです。
- □にチェックを入れるなどにより各指摘項目を満たしているかの自主点検に、ご活用ください。
- 指摘が多い箇所又は気を付けていただきたい箇所に、赤字下線をしています。
- （看護）小規模多機能居宅介護については、居宅介護支援の運営基準をご確認ください。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：重要事項説明書、運営規程、契約書、広告の内容に相違がある

- それぞれの内容を確認し、相違がないか確認すること。
- 記録の保管に関しては、市条例に基づき **5年**にすること。

### 指摘事項：重要事項説明書に記載が必要な項目が不足している

- 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても記載すること（**実施していない場合は、実施の有無で「無」と記載する**）。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：重要事項をウェブサイトに掲載していない

- 重要事項をウェブサイトに掲載すること（令和7年4月1日から義務）。

### 指摘事項：必要な職種を必要な人数配置していない

- サービス種類別に定められた人員基準を満たすよう配置すること。
- 勤務の実態があっても、勤務表、タイムカード等の記録で確認できない場合、配置がなかったものとみなされる可能性があるため、確実に記録を残すこと。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：専従の従業者の配置、兼務関係が明確になっていない

- 複数の職種を兼務している場合、原則、それぞれの勤務時間を分けて勤務表に記載し、どの勤務時間に、どの職種の従業者として勤務するか明確にすること。

### 指摘事項：運営規程に記載する項目に不足がある

- 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること（令和6年4月1日から義務）。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：認知症介護基礎研修を受講させる措置を講じていない

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること（令和6年4月1日から義務）。

### 指摘事項：ハラスメントのための措置を一部講じていない

- 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための措置、相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨をハラスメント防止の指針に定めること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：業務継続計画に係る措置を講じていない

- 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じること。

### 指摘事項：自然災害に係る業務継続計画の訓練と非常災害訓練を混同している

- 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出・救護）は、業務継続計画の訓練ではない。
- 業務継続計画の主旨に即した訓練を実施すること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：非常災害対策計画が適切でない①

- 非常災害対策計画には、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」を参考に、盛り込むべき項目を網羅すること。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成・変更した際は、市に報告すること。

### 指摘事項：非常災害対策が適切でない②

- 必要回数の消火及び避難訓練を実施すること。
- 水防法に基づく避難確保計画に係る避難訓練は、1年に1回以上実施したうえで、市に報告すること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：感染症対策委員会の開催頻度が適切でない

- 感染症対策委員会はおおむね6月に1回以上開催すること。

### 指摘事項：感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練結果の記録がない

- 業務継続計画の研修及び訓練と一体的に実施することは差し支えないが、記録にあたっては、感染症の予防及びまん延防止と業務継続計画それぞれの主旨に即した実施内容を明確にし、各研修及び訓練を適切に実施していることが確認できるようにすること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：個人情報について、利用者家族の同意を得ていない

- 利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ること。
- 「利用者家族」のみの同意では、署名した1名のみの同意とみなされる恐れがあることから、「利用者家族の代表」として署名をもらうこと。

### 指摘事項：従業員から秘密保持誓約書を得ていない

- 在職中だけでなく、退職後も秘密を保持する旨を明記したうえで、従業員全員から秘密保持誓約書を得ること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：苦情処理体制を明らかにした文書を掲示・掲載していない

- 苦情相談窓口だけでなく、苦情処理の体制及び手順等の事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載したうえで、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。

### 指摘事項：運営推進会議を適切に実施していない

- 適切な頻度で運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：運営推進会議の記録を公表していない

- 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、ホームページや紙媒体で閲覧に供するなどして当該記録を公表すること。

### 指摘事項：事故報告に関して市に報告されていない

- 医師の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となったものは、原則、市に報告すること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：虐待の防止のための措置を講じていない

- 事業所の規模の大小に関わらず、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の年1回以上の実施、担当者を置くこと）を講じること。

### 指摘事項：周知していることが確認できない

- 周知が必要なものは供覧印を押印するなどの方法で、従業員に周知したことが明らかにすること。

## 主な指摘事項（サービス共通・運営基準）

### 指摘事項：虐待防止のための指針に盛り込むべき項目が不足している

- 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。
  - 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
  - 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
  - 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
  - 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
  - 成年後見制度の利用支援に関する事項
  - 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
  - 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
  - その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：利用者又はその家族にサービス提供割合等の説明に努めていない

- 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次に掲げる事項について説明を行い、理解を得るよう努めること。
  - 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
  - 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：利用者又はその家族に重要事項の説明をしていない

- サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、次の内容について文書を交付し説明すること。
  - 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
  - 居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：アセスメントが不十分、または実施した記録がない

- 標準課題分析項目を含めた分析手法により、利用者の生活全般についてその状態や問題点を漏れなく把握し、その内容を記録すること。
- 居宅で利用者及びその家族と面接したことを記録すること。

### 指摘事項：サービス担当者会議への招集が適切でない

- 計画原案に位置付けた全てのサービス担当者を招集し、専門的な見地から意見を求めること。
- やむを得ない理由によりサービス担当者会議に出席できないサービス担当者からは、照会により意見を聴取し、照会内容及び回答等がわかるように記録すること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない

- 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性をサービス担当者会議で検討し、当該居宅サービス計画等に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。
- 継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合も同様であること。

### 指摘事項：居宅サービス計画を交付したことが記録されていない

- 居宅介護支援経過等に、交付日及び交付したサービス担当者等を記載すること。
- 主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、意見を求めた主治の医師等にも交付したことを記録すること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：居宅でのモニタリングを実施していない

- 特段の事情には、介護支援専門員に起因する事情は含まれていない。
- 特段の事情のない限り、モニタリングにあたっての利用者との面接は、利用者の居宅を訪問することにより行うこと。

### 指摘事項：モニタリングの結果記録が確認できない

- モニタリングの結果を記録していない状態が、1月以上継続することのないように記録すること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・運営基準）

### 指摘事項：居宅サービス計画作成の一連の流れが適切でない

- 原則、ケアマネジメントプロセスを遵守して実施すること。
- 緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではないものの、業務を漏れなく行うこと。

### 指摘事項：個別サービス計画の連動性や整合性を確認していない

- 指定居宅サービス事業者に個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について、必ず確認すること。

## 主な指摘事項（通所系サービス・運営基準）

### 指摘事項：介護職員が適正に配置されていない

- 確保すべき介護職員の勤務延時間数は、配置基準を確認したうえで適正に配置すること。
- 単位ごとに、介護職員を常時 1 人以上サービスに従事させること。

### 指摘事項：生活相談員が適切に配置されていない

- 生活相談員の勤務延時間数は、サービス提供日ごとに、提供時間数（事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く））以上確保すること。

## 主な指摘事項（通所系サービス・運営基準）

### 指摘事項：看護職員が適切に配置されていない

- 単位ごと、かつ、サービス提供日ごとに1人以上配置すること。
- サービス提供時間帯を通じて配置する必要はないが、密接かつ適切な連携を図ること。

### 指摘事項：介護予防支援事業所に報告していない（※介護予防のみ）

- モニタリングとは別に、介護予防支援事業所に月に1回以上利用者の状態やサービス提供状況について報告し、記録を残すこと。

## 主な指摘事項（通所系サービス・運営基準）

### 指摘事項：モニタリングを実施していない

- 目標の期間が終了するまでに1回以上、目標の達成度を含めモニタリングを実施すること。

### 指摘事項：医療費控除の記載が適切でない

- 医療系サービスを併せて利用することで医療費控除の対象となるサービスの事業者は、利用者が当該月において医療系サービスを利用した医療費控除対象者であることを事業者が個別に確認したうえで領収書の医療費控除対象額の欄に金額を記載すること。

## 主な指摘事項（訪問系サービス・運営基準）

### 指摘事項：非常勤のサービス提供責任者の勤務時間が基準を満たしていない

- 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達するようにすること。

### 指摘事項：介護予防支援事業所に報告していない（※介護予防のみ）

- モニタリングとは別に、介護予防支援事業所に月に1回以上利用者の状態やサービス提供状況について報告し、記録を残すこと。

## 主な指摘事項（訪問系サービス・運営基準）

### 指摘事項：モニタリングを実施していない

- 目標の期間が終了するまでに1回以上、目標の達成度を含めモニタリングを実施すること。

### 指摘事項：医療費控除の記載が適切でない

- 医療系サービスを併せて利用することで医療費控除の対象となるサービスの事業者は、利用者が当該月において医療系サービスを利用した医療費控除対象者であることを事業者が個別に確認したうえで領収書の医療費控除対象額の欄に金額を記載すること。

## 主な指摘事項（認知症対応型共同生活介護・運営基準）

### 指摘事項：運営規程等に短期利用の内容について記載がない

- 短期利用の届出をする場合には、運営規程等にサービスの内容や利用料金について記載すること。

### 指摘事項：自己評価及び外部評価を適切に実施していない

- 外部評価緩和対象であっても、自己評価については1年に1回以上実施すること。
- 1年に1回以上実施する自己評価及び外部評価の結果は公表するほか、利用者及び利用者の家族へ提供すること。

## 主な指摘事項（サービス共通・介護報酬）

**指摘事項：サービス提供体制強化加算が算定可能かを毎年度確認していない**

- 算定要件に合致しているかについては、届出した年度だけでなく、算定する年度ごとに確認すること（市ホームページ計算表参照）。

**指摘事項：介護職員等処遇改善加算における職場環境等要件を公表していない**

- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する事業所は、職場環境等要件として、取組区分ごとに定められた数以上の取組を実施するほか、職場環境改善の取り組み項目を公表すること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・介護報酬）

### 指摘事項：特定事業所集中減算計算書を作成していない

- 計算書の提出を要しない場合であっても、計算書の作成自体は全ての事業所が行い、保存すること。

### 指摘事項：サービス事業所単位で特定事業所集中減算の有無を計算していた

- 判定期間（前6月間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最もその紹介件数の多い法人（紹介率最高法人）単位で計算すること。

## 主な指摘事項（居宅介護支援・介護報酬）

### 指摘事項：特定事業所加算の研修計画の策定日が不明

- 介護支援専門員ごとの個別の研修及び他事業所と共同の事例検討会、研修会等の実施に関する計画は、前年度までに策定している必要があるため、策定した年月日を記載すること。

### 指摘事項：入院時情報連携加算における情報提供の記録漏れがある

- F A X等の口頭でのやりとりがない方法による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておくこと。

# 主な指摘事項（居宅介護支援・介護報酬）

## 指摘事項：入院時情報連携加算の算定可能な区分に誤りがある

□ 下図に基づき適切な加算区分で算定すること。

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
加算 I	☆ → ★ →	★ →	★ →	★ →	★ →		
加算 II	☆ ..... ★ .....	★ ..... ★ .....					

☆ …入院  
 ★ …入院（営業時間外）  
 → 情報提供

## 主な指摘事項（通所系サービス・介護報酬）

### 指摘事項：入浴介助加算（Ⅰ）の算定にあたり入浴介助研修を行っていない

- 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保すること。

### 指摘事項：科学的介護推進体制加算の算定にあたり情報提出頻度が適切でない

- 少なくとも **3か月に1回の頻度** で情報を厚生労働省に提出すること。

## 主な指摘事項（通所系サービス・介護報酬）

### 指摘事項：科学的介護推進体制加算の算定にあたり情報提出に留まっている

- 利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出するだけでなく、フィードバック情報を活用し、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めること。

### 指摘事項：送迎を行わなかった利用者について減算していない

- 送迎を行わない場合の減算は、片道ごとに算定すること。

## 主な指摘事項（認知症対応型共同生活介護・介護報酬）

### 指摘事項：医療連携体制加算の届出にあたり指針の同意がない

- 重度化した場合の対応に係る指針については、入居の際に入居者又はその家族等に対して内容を説明し、同意を得ること。

### 指摘事項：看取り介護加算の届出にあたり指針の同意がない

- 看取り介護に係る指針については、入居の際に入居者又はその家族等に対して内容を説明し、同意を得ること。

## おわりに①

- 例年3年に1度、基準等が変更となっておりますので、行政機関等からのお知らせを必ず確認してください。
- 実地指導の確認は基本的に記録主義です。客観的に確認できるように書類の作成及び整備をしてください。
- ケアプランは担当者により記載方法や内容にばらつきが見られます。実施記録等基本的な取り扱いに関しては可能な限り事業所で統一してください。

## おわりに②

- 給付基準に関しては、報酬告示等に沿った取り扱いが求められます。事業所で算定している加算に関しては、今一度要件を確認し遺漏のないようにお願いします。
- 実地指導は原則、厚生労働省の示す標準確認項目により、重要な項目に絞ったものですので、自主点検表を活用するなど、事業者が講ずべき内容を確認し、適切な運営をお願いします。
- 指導事項だけでなく、注意事項も改善に取り組んでください。
- 前回の実地指導と同じ指摘をする場合があります。改善された内容が元に戻ることはないよう、適切な運営の継続をお願いします。